

## 奈良・平城宮跡

- 1 所在地 奈良市佐紀町
  - 2 調査期間 一 一九九六年(平8) 四月～七月  
二 一九九六年一〇月～一九九七年二月  
三 一九九七年一月～四月
  - 3 発掘機関 奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部
  - 4 調査担当者 代表 町田 章
  - 5 遺跡の種類 宮殿・官衙跡
  - 6 遺跡の年代 奈良時代～平安時代初期
  - 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要  
一九九六年度、奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部が平城宮内において実施した調査のうち、木簡が出土したのは以下の三件である。
    - 一 東区朝堂院南面築地(第二六七次調査)
- この調査は、いわゆる第二次朝堂院(東区朝堂院)の南限区画施設と朝集殿院の東限区画施設の検出、およびこれらに囲まれた朝集殿院のうち、東朝集殿の北側の区域の状況の把握を目的としたものである。調査面積は約二三〇〇m<sup>2</sup>である。
- 検出した奈良時代の主な遺構は、奈良時代前半の朝堂院南面掘立

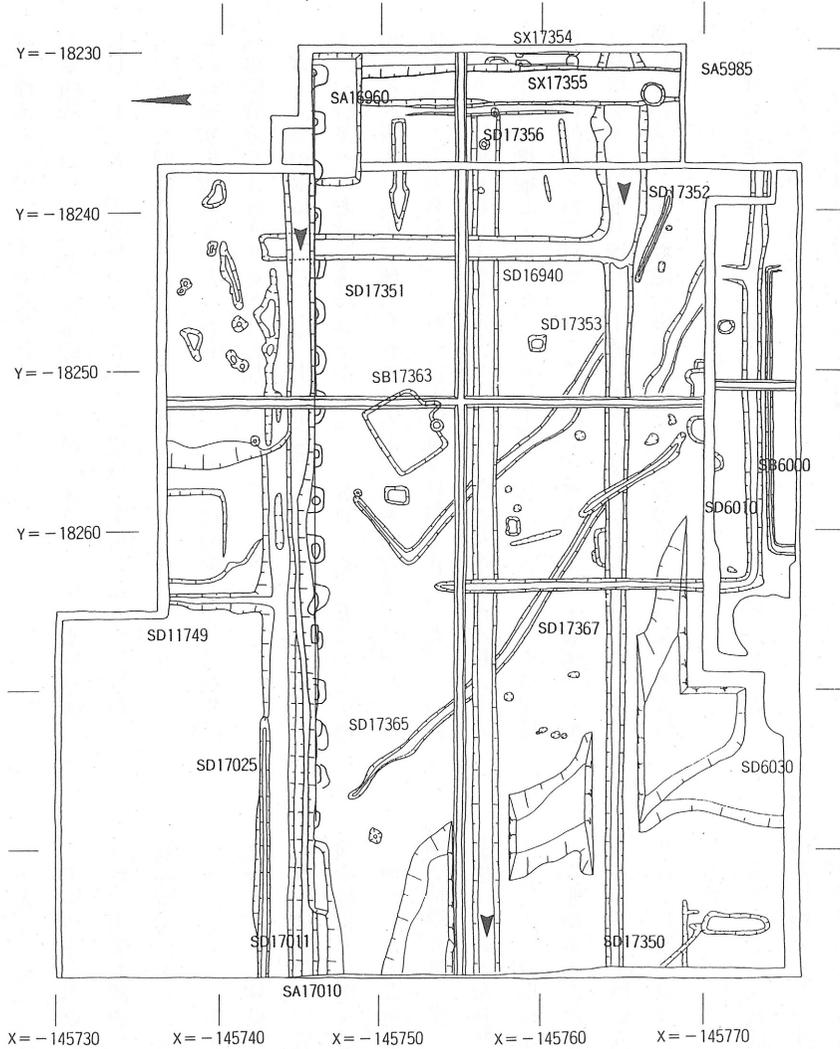
柱塀SA一六九六〇、これを奈良時代後半に建て替えた築地SA一七〇一〇、朝集殿院東面築地SA五九八五、基壇建物(東朝集殿)SB六〇〇〇のほか、溝一〇条などである。これらの遺構は、下層の奈良時代前半のもの、下層から上層へ建て替える時期のもの、上層の奈良時代後半のもの三時期に分けられる。

木簡は、朝集殿院内を流れる奈良時代前半の東西溝SD一六九四〇から三点(全て削層)、下層から上層への建て替えの時期の南北溝SD一七三五一とこれが東折したSD一七三五一から計四五六点(うち削層四二点)出土した。

東西溝SD一六九四〇は、掘立柱塀SA一六九六〇の南約一〇・五mの位置でこれに平行して東西に延びる幅約一・五m、深さ約六〇cmの素掘り溝である。平城宮造営当初に作られ、短期間のうちに埋め戻されたと考えられる。東端では埋め戻された後に朝集殿院東限築地SA五九八五が作られているが、この位置で急に浅くなっており、東には延びない。水が流れた痕跡を示す堆積もほとんどみられないことから、排水などのための溝ではなく、宮造営に伴う何らかの区画溝と考えられる。

次の南北溝SD一七三五一と東西溝SD一七三五二は東西溝SD一七三五〇と一連のものと考えられるので、合わせて述べることにする。

東西溝SD一七三五〇は、掘立柱塀SA一六九六〇の南約一九m



第267次調査遺構平面図

の位置で東流する幅約1m、深さ約60cmの素掘り溝である。東端で北から流れてきた南北溝SD一七三五一と合流し、東西溝SD一七三五二として東流する。合流点では溝の底がSD一七三五〇の方が高く、滝状に落ちている状況がみられる。

南北溝SD一七三五一は、朝堂院東限から西へ約10mの位置を南流する、幅約1・5m、深さ約60cmの素掘りの溝である。北端は朝堂院南限より北約2mの位置から始まっており、これより北へは延びない。人為的に一度に埋められた状況を呈しているが、北端から約1・5mの位置より南は埋土の下に水流による堆積を示すとみられる砂層が検出された。朝堂院南限区画施設との関係を見ると、SD一七三五一は下層掘立柱塀SA一六九六〇の抜き取り穴及び上層築地SA一七〇一〇の基壇積み土の少なくとも一部を切っているが、築地北雨落溝SD一七

〇一一には切られている。従って上層築地SA一七〇一〇の築造過程で埋められていると判断される。

東西溝SD一七三五二は幅約二・八m、深さ約一mの素掘り溝。SD一七三五一がSD一七三五〇との交点で東折したもの。SD一七三五一と同時に埋められており、埋土下にはSD一七三五一と一連の砂層が堆積していた。SD一七三五二を埋め戻した後に朝集殿院東限築地SA五九八五が作られている。

以上三条の溝は、SD一七三五〇とSD一七三五一・SD一七三五二の合流点における堆積状況からみて、SD一七三五〇の方が他の二条の溝よりも先に埋められているが、ある時点までは同時に機能していたとみられる。これらは下層掘立柱塀SA一六九六〇の抜き取り後に掘られ、上層築地SA一七〇一〇の基壇築造過程のある段階までは機能していたが、SA一七〇一〇・SA五九八五の完成時点では埋められている。このことから、東区朝集殿下層南門・掘立柱塀をすべて取り壊し、上層の南門・築地などを造営している時期に、朝集殿・朝集殿院の排水を行なうための溝であったと考えられる。

これら三条の溝のうち、木簡はSD一七三五一・SD一七三五二の下層の砂層から出土した。

## 二 式部省東方官衙（第二七三次調査）

この調査の発掘区は平城宮東南部に位置し、面積は約二四〇〇㎡

である。

一九九〇年に行なった第二〇五次調査以来、平城宮南面東門である壬生門北方の東西両側に、奈良時代後半の式部省と兵部省と推定される遺構を確認してきたが、今回の調査区はその式部省の官衙区画の東方にある官衙にあたる。この区画においてはすでに第二二二・二三六・二五六次の調査によって、奈良時代前半の式部省、奈良時代後半の神祇官西院と推定される官衙の遺構を検出しており、今回の調査はこの官衙の東限の確認、既発掘区と平城宮東面築地の間の様相の解明などを目的とした。

検出した主な遺構は、基壇建物二棟、掘立柱建物一七棟、門三棟、掘立柱塀九条、溝一条、暗渠一基、井戸二基などである。これらの遺構はA期（奈良時代初期）、B期（奈良時代前半）、C期（奈良時代前半後半）、D期（奈良時代後半）、E期（長岡京遷都後）の五時期にわたる変遷を遂げたと考えられる。

このうち木簡はA期に設けられB期まで存続する井戸SE一七四八八、C期に設けられE期まで機能した井戸SE一七五〇五から出土した。

SE一七四八八は方形横板組（仕口は相欠き）、内法寸法一三二cmの井戸枠をもつ。井戸枠最下段のみが遺存し、上方は抜取られた痕跡を確認した。木簡は井戸枠内から三点、抜取穴から四点出土した。

SE一七五〇五は東西三・五m南北四mの掘形の南半部に寄った







っている人物がみえるが、これと同一人か。(5)は養老六年(七三二)の文書木簡の断片。上下端を刃物で意図的に切断して廃棄。(6)は散事以下の女官に何かを支給することに関わるものか。(10)は、稲に関わる木簡を廃棄後二次利用し、郡名と数量を列記した横材木簡。冒頭に(撰津国)能勢(郡)がみえ、次いで山(背国)と記した後に山背国の郡名を挙げる。注意すべきは山背国の郡の配列が「延喜式」「和名類聚抄」などと逆順になっていることである。都の位置の変更に関わるものか。なお能勢郡は「延喜式」などでも撰津国の末尾の郡である。

次いでこれらが廃棄された時期を考えてみる。年紀の推定できるものとして、(3)(4)(5)がある。(3)は削屑であるから暫くおくとしても、(5)は刃物で意図的に切断するような同様の廃棄方法を取る他の文書木簡の例から考えると、一回的な情報伝達及びその命令などの実行が完了した時点で再利用を防ぐために切断した可能性が考えられ、長期にわたり保管して内容を参照するような文書ではないとみられる。(4)の場合は作成推定年、つまり土師宿祢大麻呂の生存年の幅が大きすぎるが、召喚状であることからすれば一回的な使用で完了したとみられ、廃棄時期は土師大麻呂の生存年代より大きく降るものとは思われない。以上のように、いずれもどこかで長期間保管されたとは考えにくく、使用直後にその場で廃棄されたものとみられる。従って廃棄された時期は、養老、神龜年間を大きく降るものではない。

かろう。

二 式部省東方官衙(第二七三次調査)

井戸SE一七四八

(17) [券カ] 書 091

井戸SE一七五〇五

(18) [斤カ] 堅魚六斤五兩 海藻 六斤五兩 腊一斗五×

甍四口坏八口塩四升□□ 168×24×2 061

(19) [腊カ] [老籠<] 091 (039)

(20) □□ 兵主神社 091\*

(21) □□ 奉御 091

(22) □□ 座□□ 091

(17)は井戸枠内の最下層から出土した。

(18)は井筒内最下層である青灰砂層から出土した。井戸が使用されていた時期に枠内に落下した可能性もある。堅魚、鰻、海藻、腊、塩などの食料品、それらを盛る甍、坏という器名と数量を書き上げた木簡で、延喜神祇官式にみえる神饌の目録に酷似した内容をもつ。

木簡を刀形に二次的に整形したものか。(19)(20)は井筒内埋土上層の暗灰粘土層から出土した。(19)は荷札木簡の削屑か。(20)は神社名を列記した木簡の削屑と考えられ、この地域が神祇官であったことを示す官衙区画内出土の文字資料として特に注目される。(21)(22)は刳抜きの井筒の上部に据えられていた井戸枠の抜取穴の埋土下部の木屑層から出土した。SE一七五〇五出土木簡の約七割はこの層の遺物で、平安初期の井戸の最終廃絶時に投棄されたものであろう。

今回の調査で出土した木簡の意義を、官衙の性格との関わりで述べておく。今次調査区の西隣の第二三六次調査において検出した式部省東方官衙西半については、①官衙の南を東に流れる溝SD四一〇〇から神祇官に関係する木簡や墨書土器が出土していること(一九六六年の第三二次補足調査、奈良国立文化財研究所『平城宮木簡』四「一九八六年」参照)、②北を正面とする特異な配置をとる格式の高い礎石建物群で構成されており、しかも平安宮の神祇官西院と建物構成が類似すること、③宮の東南隅という位置が平安宮における神祇官の位置に近いことなどから、これを神祇官西院と推定した。

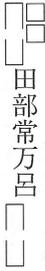
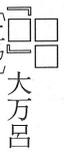
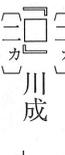
一方、この東側にあたる今回の発掘区のうち、二棟の基壇建物SB一七五〇〇とSB一七五一〇と井戸SE一七五〇五によって構成されるD期の官衙は、①西隣の官衙ブロックと道路をはさまずに直接築地で接していること、②東西棟建物二棟とこれにはさまれた井戸という建物配置が平安宮の神祇官東院北半と酷似すること、③し

かも官衙内の井戸SE一七五〇五から神祇官のものと考えられる木簡が出土したことにより、神祇官の実務空間である東院と推定される。従って、第二三六次調査の成果と合わせて考えると、奈良時代後半における式部省東方官衙は神祇官であることがほぼ確定したと言えよう。

但し、このD期の具体的な年代や、木簡が出土し、養老七年に伐採された檜材の井戸枠をもつ井戸SE一七五〇五が設置されたC期の官衙の性格については、なお検討を要する。

三 東院園池地区(第二七六次調査)

石組溝SD五八三〇B

- (23)  田部常万呂  $(216) \times (30) \times 5$  081
- (24)  内 堅カ  $(123) \times (9) \times 3$  059
- (25)  五稲人
-  大万呂  $(58) \times (32) \times 2$  081
-  川成

- (26) 「八月下番」  
       
〔舎人カ〕  
 (61) × (13) × 2 081
- (27) 左京 天          
〔平神護二年カ〕  
 091
- (28)  番長  
   
 091
- (29) 麻呂 年  
 091
- (30)  二月十日  
〔卅カ〕  
 091
- (31) 夕百    
〔去カ〕  
 091
- (32)  上  
〔去カ〕  
 091
- (33) 年卅一  
 091
- (34)  平   
〔天カ〕  
 091
- (35)  位上  
〔六カ〕  
 091
- (36)  位下   
〔六カ〕  
 091

- (37) 従八位上大蔵  
 091
- (38) 无位  支里  
〔止カ〕  
 091
- (39) 散位  
 091
- (40)  弥侯    
〔吉カ〕〔黄カ〕  
 091

内容上、勤務評定に関係するとみられる削層が多いことが注目される。(40)にみえる「吉弥侯」の表記は、天平勝宝九歳(七五七)三月に「君子部」が「吉美侯部」に改められ、その後ある時点で「吉弥侯部」となっているので(『続日本紀』の用例では天平神護二年〔七六六〕以降すべて「吉弥侯部」の表記をとる)、これ以降に記されたものであろう。

9 関係文献

奈良国立文化財研究所『奈良国立文化財研究所年報一九九七Ⅲ』(一九九七年)

同『平城宮発掘調査出土木簡概報』三三三(一九九七年)

(古尾谷知浩)